

キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。）および貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」という。）はそれぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行および当行が現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」という。）の現金自動預入払出兼用機（以下「預入払出機」という。）を利用して普通預金・貯蓄預金（以下これらを「預金」という。）に預入れをする場合。
- (2) 当行および当行が現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」という。）の現金自動支払機（預入払出機を含む。以下「支払機」という。）を利用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当行および支払提携先のうち当行が現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関（以下「カード振込提携先」という。）の自動振込機（振込を行うことができる預入払出機を含む。以下「振込機」という。）を利用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) 当行の預入払出機または振込機を利用して預入資金を当行の預金口座からの振替により払戻し、同時に当行預金口座に通帳を使用して預入れをする（以下、この取扱いを「振替え」という。）場合。
- (5) ジェイデビット取引規定にもとづき、カードの提示および暗証番号入力によるデビットカード取引を行う場合。
- (6) その他当行所定の取引をする場合。

2. (預入払出機による預金の預入れ)

- (1) 預入払出機を利用して預金に預入れをする場合には、画面表示等の操作手順に従ってカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して正確に操作してください。
- (2) 預入払出機による預入れは、機種により当行所定の種類の紙幣・硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を利用して預金の払戻しをする場合には、画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、支払提携先の支払機を利用する場合の1日あたりの払戻し金額は、当行所定の金額（デビット利用金額を含む）の範囲内とします。
- (3) 支払機を利用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記7.（1）（3）に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額）を超えるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

- (1) 振込機を利用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号その他所定事項を正確に入力してく

ださい。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 振込機による振込の場合の依頼人名は、自動的に預金者本人の名義となります。また、依頼人名に番号等が必要な場合には、画面表示等の操作手順に従って変更することができます。
- (3) 振込内容につき訂正・取消が生じた場合は、各種依頼書の提出および別途当行所定の手数料が必要となります。この場合、振込手数料は返却いたしません。なお、場合によっては取消ができないこともあります。この場合、取消手続きに関わる手数料は返却いたしません。

5. (預入払出機による預金の振替え)

当行の預入払出機または振込機を利用して振替えをする場合には、画面表示等の操作手順に従って振替支払口座のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

6. (デビットカード取引)

- (1) ジェイデビット取引規定にもとづき、カードの提示により、デビットカード取引の利用ができます。
- (2) カードによるデビットカード取引を希望されない場合には、当行の預入払出機または振込機の画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号を正確に入力してください。この手続きにより、当行は当該預金口座に対してデビットカード取引停止の措置を講じます。この手続きの前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 前項(2)により一旦利用停止としたデビットカード取引の再開を希望される場合には、当行の窓口での手続きが必要となります。

7. (自動機利用手数料等)

- (1) 支払機または振込機を利用して預金の預入れまたは払戻しする場合には、当行および各提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」という。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れまたは払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。
- (3) 当行の振込機を利用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を利用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料を、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで自動的に引落とします。
なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行がカード振込提携先に支払います。

8. (代理人カード)

- (1) 代理人(預金者本人と生計をともにする親族一名に限る。)による預金の預入れ・払戻し・振込・振替えの依頼をする場合には、預金者本人から代理人の氏名・暗証番号を届出てください。
この場合、当行は代理人のための代理人カードを発行します。
- (2) 代理人カードを使用して振込機による振込の依頼をする場合の依頼人名は、自動的に預金者本人の名義になります。
- (3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用させていただきます。

9. (預入払出機・支払機・振込機未設置店における取扱い)

- (1) 当行の預入払出機未設置店において預入れを行う場合は、窓口営業時間内に限り、窓口でカード

を提示することにより預入れをすることができます。この場合、当行所定の入金票に氏名・金額等を記入のうえ、現金を添えてカードとともに窓口へ提出してください。

- (2) 当行の支払機未設置店において払戻しを行う場合は、窓口営業時間内に限り当店の窓口でカードを提示することにより払戻しをすることができます。この場合、当行所定の払戻請求書に氏名、金額等を記入のうえ、カードとともに窓口へ提出してください。当行は届出の暗証番号と照合のうえ払戻しいたします。この場合、一回あたりの払戻し額は当行所定の範囲内の金額とします。
- (3) 当行の振込機未設置店において振込を行う場合は、窓口営業時間内に限り前項(2)の手続きおよび振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (4) 各提携先の窓口では、前項(1)(2)(3)の取扱いはいたしません。

10. (預入払出機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預入払出機による預入れができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店(以下、「当店」という。)の窓口でカードを提示することにより預入れをすることができます。この場合、当行所定の入金票に氏名・金額等を記入のうえ、現金を添えてカードとともに窓口へ提出してください。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による払戻しができない場合には、窓口営業時間内に限り当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当店の窓口でカードを提示することにより払戻しをすることができます。この場合、当行所定の払戻請求書に氏名、金額等を記入のうえ、カードとともに窓口へ提出してください。当行は届出の暗証番号と照合のうえ払戻しいたします。この場合、一回あたりの払戻し額は当行所定の範囲内の金額とします。
- (3) 停電、故障等により振込機による振込ができない場合には、窓口営業時間内に限り、前項(2)の手続きおよび振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (4) 各提携先の窓口では、前項(1)(2)(3)の取扱いはいたしません。

11. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の預入払出機・振込機および通帳記帳機で利用された場合または当店の窓口に出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様といたします。

12. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを当行所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないように保管してください。また運転免許証・保険証等、生年月日・電話番号・住所等記載されたものと一緒に保管しないように注意してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) 届出の暗証番号を変更する場合には、当行の預入払出機または振込機の画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、現在の暗証番号および、新しい暗証番号を正確に入力してください。この

場合、生年月日・電話番号等他人に推測されやすい暗証番号は避けてください。

- (4) 届出の暗証番号と入力された暗証番号に相違があった場合には、カード自体が使用できなくなることがあります。その際は当行所定の手続をした後に第16条によるカードの再発行手続が必要となります。
- (5) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

13. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

14. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった

場合

15. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードが紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

16. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードの紛失・盗難・汚損・破損・暗証番号相違の事由によるカードの再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をお支払いいただきます。

17. (預入払出機・支払機・振込機への誤入力等)

当行および各提携先の預入払出機・支払機・振込機の利用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行および各提携先は責任を負いません。

18. (解約・カードの利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の呈示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第19条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最後の預入れまたは払戻してから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

③ カードが偽造・盗難・紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

19. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

20. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定・総合口座取引規定・貯蓄預金40規定、貯蓄預金10規定・振込規定およびジェイデビット取引規定により取扱います。なお、カード振込提携先の振込機を利用した場合には、当行所定の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

以上